

(参考資料)

大崎市ラムサール条約湿地
保全活用計画【資料集】

目 次

1 用語集

ア行	
移行帯（エコトーン）	1 P
越流堤	1 P
カ行	
河川クリーンアップ事業	2 P
蕪栗沼クリーン作戦	2 P
蕪栗沼の陸地化	2 P
後背湿地	2 P
KODOMO ラムサール	2 P
サ行	
浚渫	3 P
生活環境の保全に関する環境基準	3 P
生物相	3 P
世界農業遺産	3 P
仙台広域圏 ESD・RCE 運営委員会	4 P
タ行	
第 2 次大崎市総合計画	5 P
田めになる学校 in 東京大学	5 P
抽水植物	5 P
電気ショックボート	5 P
ハ行	
東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ（EAAFP）	6 P
平筒沼	6 P
ふゆみずたんぼ	6 P
防除	6 P
マ行	
水辺の楽校プロジェクト	7 P
ヤ行	
遊水地	8 P
ワ行	
ワイズユース（賢明な利用）	9 P

2 ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	10P
----------------------------	-----

3 ラムサール条約湿地のこれまでの歩み

蕪栗沼・周辺水田及び化女沼年表	15P
-----------------	-----

（巻末：参考資料）※一部抜粋

日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－（環境省 2022）

1 用語集

ア行

いこうたい
移行帯（エコトーン）

河岸や湖沼の沿岸等，生物の生息環境が連続する場所のこと。一般的に生物多様性が高いと言われている。

えつりゅうてい
越流堤

洪水調節の目的で，堤防の一部を低くした堤防のこと。洪水の時だけ水が流れる仕組みになっている。

カ行

かせん じぎょう 河川クリーンアップ事業

河川への不法投棄を防止し、河川愛護を推進するため、宮城県東部土木事務所登米地域事務所と宮城県建設業協会登米支部が行っている迫川の一斉清掃活動のこと。

かぶくりぬま さくせん 蕪栗沼クリーン作戦

蕪栗沼のラムサール条約湿地登録を契機に、田尻観光協会の呼びかけにより、地元小学生などが参加して行われるごみ拾い等環境美化活動のこと。

かぶくりぬま りくちか 蕪栗沼の陸地化

河川からの土砂や利用されなくなったヨシが堆積することなどにより、沼の陸地化が進んでいること。

こうはいしっち 後背湿地

川の氾濫原上で自然堤防の背後にできる沼沢性の低湿地のこと。

こども KODOMOラムサール

日本全国のラムサール条約湿地で活動している子供たちを対象とした交流学習事業のこと。

サ行

しゅんせつ 浚渫

河川や湖沼等の水底の土砂を取り除くこと。

せいかつかんきょう ほぜん かん かんきょうきじゅん 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい環境の基準のこと。河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型が設けられている。

せいぶつそう 生物相

一定の場所や同一の環境に生息する生物を全てまとめた概念のこと。

せかいのうぎょういさん 世界農業遺産

国際連合食糧農業機関（FAO）により認定される、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）のこと。大崎地域は、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として、平成 29 年 12 月に認定された。

せんだいこういきけんい-えすでいー あーるしーいーうんえいいんかい
仙台広域圏ESD・RCE運営委員会

仙台地域，大崎・田尻地域，気仙沼地域，白石・七ヶ宿地域及び宮城教育大学，東北大学大学院環境科学科並びに行政，NPO 法人，企業などから構成され，仙台広域圏（宮城県）の ESD（持続可能な開発のための教育）の活動を推進する事を目的として組織されたもの。従前の東北グローバルセミナー実行委員会による活動が評価され，平成 17 年（2005 年）6 月に国連大学から ESD を進める地域拠点（RCE）として認定された。

夕行

だいにじおおさきしそごうけいかく 第2次大崎市総合計画

平成 29 年 3 月に策定した本市のまちづくりの指針を示した計画のこと。令和 4 年 2 月に見直しを行っている。

た がっこういんとうきょうだいがく 田めになる学校in東京大学

生物多様性条約締約国会議 COP10 に合わせて 2010 年から 5 年間、新潟県佐渡市、兵庫県豊岡市、栃木県小山市と連携して開催した次世代育成事業のこと。

ちゆうすいしよくぶつ 抽水植物

水生植物のうち、水底に根を張り、葉や茎は水面から出ている植物のこと。

でんき 電気ショッカーボート

船体の先に装着された電極間に電流を流すことにより、魚を一時的に麻痺させることができる船のこと。麻痺して浮かび上がった外来魚のみをすくい取るなど、特定の魚のみを駆除することができる。

八行

ひがし ちいき
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ°（EAAFP）

東アジア・オーストラリア地域における，渡り鳥の保全に関わる様々な主体の国際的な連携・協力のための枠組みのこと。鳥類の重要生息地の国際的なネットワークを構築するとともに，その普及啓発及び保全活動を促進することを目的とする。

びょうどうぬま
平筒沼

登米市米山町にある沼のこと。近年，亜種ヒシクイが飛来している。

ふゆみずたんぼ

冬期湛水水田（冬のたんぼに水を張る農法）のこと。菌類やイトミミズ，カエルなどの多様な生物を息づかせ，農薬や化学肥料を使わずに安全，安心な良質な米を生産し，人間と自然の共生を可能とする。

ぼうじょ
防除

捕獲，採取または殺処分，被害防止措置を実施すること。

マ行

みずべ がっこう 水辺の楽校プロジェクト

安全に水辺に近づけるための水辺整備など、国土交通省による「子どもの水辺（地域の身近な水辺）」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援のこと。

ヤ行

ゆうすいち 遊水地

洪水のときに一時的に水をためて、下流に流れる水の量を減らす機能をもった土地のこと。普段は水田などに利用され、洪水の時だけ水がたまる仕組みになっている。

ワ行

ワイズユース（^{けんめい}賢明な^{りよう}利用）

ラムサール条約の基盤となる考え方「保全・ワイズユース（賢明な利用）・CEPA（交流・能力養成・教育・参加・普及啓発）」の一つで、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるため、湿地の生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用すること。

2 ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号)

※平成 6 年一部改正

締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、次のとおり協定した。

第一条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。
- 2 この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

第二条

- 1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。
- 2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。
- 3 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。
- 4 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。
- 5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

- 6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第三条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第四条

- 1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
- 2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。
- 3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
- 4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。
- 5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

第五条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

第六条

- 1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第八条 1 の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り三年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。

- 2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。
 - (a) この条約の実施について討議すること。
 - (b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。
 - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条 2 の規定により通報されるものについて検討すること。
 - (d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。
 - (e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。
 - (f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。
- 3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する 1 の会議の勧告について通知を受けると及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。
- 4 締約国全議は、会合ごとに手続規則を採択する。
- 5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。
- 6 締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従つて、予算に係る分担金を支払う。

第七条

- 1 前条 1 の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。
- 2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

第八条

- 1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。
- 2 事務局は、特に、次の任務を行う。
 - (a) 第六条 1 の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。
 - (b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第二条 5 の規定により締約国が行う通報を受けること。
 - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第三条 2 の規定により締約国が行う通報を受けること。
 - (d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。

- (e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第九条

- 1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
- 2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。
 - (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
 - (b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
 - (c) 加入すること。
- 3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託することによって行う。

第十条

- 1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇月効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

第十条の二

- 1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。
- 2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。
- 3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。
- 4 事務局は、締約国が三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従って通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。
- 5 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。
- 6 採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

第十一条

- 1 この条約は、無期限に効力を有する。
- 2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者が書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃

棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

第十二条

- 1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。
 - (a) この条約の署名
 - (b) この条約の批准書の寄託
 - (c) この条約の加入書の寄託
 - (d) この条約の効力発生の日
 - (e) この条約の廃棄の通告
- 2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百七十一年二月二日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、預託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

3 ラムサール条約湿地のこれまでの歩み

蕪栗沼・周辺水田及び化女沼年表

西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
1966	S41		<ul style="list-style-type: none"> 宮城県が田尻川の洪水調整、農業用水の確保を目的に化女沼ダムの予備調査に着手。
1971	S46	<ul style="list-style-type: none"> マガン・ヒシクイが国の天然記念物に指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> マガン・ヒシクイが国の天然記念物に指定される。
1976	S51		<ul style="list-style-type: none"> 宮城県が化女沼ダムの実施調査に着手。
1984	S59		<ul style="list-style-type: none"> 化女沼さよなら捕魚大会（化女沼観光協会 ※戦後3～4年ごとに開催）が開催される。
1987	S62		<ul style="list-style-type: none"> 宮城県が化女沼ダム建設工事に着手。 伊豆沼・内沼を利用していた亜種ヒシクイが化女沼に「ねぐら」を移動する。 水生植物の保存のため、ガガブタやコウガイモなど約30種類を沼の隣接池に移植（古川植物愛好会）。
1993	H5		<ul style="list-style-type: none"> 化女沼古代の里公園が開園。 化女沼ダム試験湛水開始。
1995	H7		<ul style="list-style-type: none"> 化女沼ダム完成。
1996	H8	<ul style="list-style-type: none"> 蕪栗沼の全面浚渫計画が明らかになり、日本雁を保護する会が反対。 建設省が全面浚渫しないと答弁（参議院環境特別委員会で蕪栗沼の全面浚渫計画について質疑）。 第1回「蕪栗沼探検隊の集い」が開催される。 ガンと農業の共生をめざす第12回ガンシンポジウムを開催し、蕪栗沼宣言を採択。 	
1997	H9	<ul style="list-style-type: none"> 第1回「蕪栗沼遊水地懇談会」が宮城県主催で開催され、地域住民や農業者、NPO法人、有識者、行政関係者が参加し、蕪栗沼の治水と自然環境の保全について議論が始まる。 白鳥地区の離農問題が議論され、生活支援金の支給と土地 	

西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
		返却が正式に決定される。 <ul style="list-style-type: none"> 田尻町グリーン・ツーリズム委員会が「2万羽の雁を見る会」を開催。 	
1998	H10	<ul style="list-style-type: none"> 田尻町立大貫小学校で「蕪栗沼を題材としたふるさと学習」が始まる。 蕪栗ぬまっこらぶが任意団体として設立される。 地域合意を得て、白鳥地区が湿地に復元され、マガンのねぐらとして利用されるようになる。 	
1999	H11	<ul style="list-style-type: none"> 第3回蕪栗沼遊水地懇談会にて、白鳥越流堤工事について、環境に配慮し土堤防のまま管理することが議論・決定される。 ラムサール条約第7回締約国会議期間中に「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」が発足。蕪栗沼も登録される。 水辺の楽校プロジェクトで「蕪栗沼水辺の楽校」が指定される。 田尻町定例議会で、ガン・カモ類による稲への食害補償条例案が可決される。 	<ul style="list-style-type: none"> 化女沼 2000 本桜の会が発足。
2000	H12	<ul style="list-style-type: none"> 第5回蕪栗沼遊水地懇談会が開催され、「蕪栗沼遊水地環境管理基本計画」が完成。 「湿地に関する普及啓発・環境教育国際ワークショップ」が田尻町で開催される。 NPO 法人蕪栗ぬまっこらぶが設立。 	<ul style="list-style-type: none"> 化女沼 2000 本桜の会により、化女沼周辺の桜の植樹や清掃、除草等の環境美化活動が始まる。
2001	H13	<ul style="list-style-type: none"> 蕪栗沼遊水地の工事が概ね完了。 蕪栗沼遊水地懇談会を引き継いだ第1回蕪栗沼管理会が開催される。 NPO 法人等と協働した蕪栗沼遊水地事業手法が評価され、迫川総合開発建設事務所が「全建賞」を受賞。 田尻町が「環境教育推進モデル市町村」に指定される。 	
2002	H14	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥と共生する国際シンポジウムが開催される。 	

西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
		<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人蕪栗ぬまっこらが「かぶくり絵本 3 冊シリーズ」を発行、田尻町の 3 小学校へ寄附。 	
2003	H15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蕪栗沼に隣接する伸萌地区水田で、農家が集団（後のふゆみずたんぼ生産組合）で冬期湛水水田を開始。 ・ 環境省が「蕪栗沼環境基礎調査」を開始。 ・ ふゆみずたんぼシンポジウムを開催。 	
2004	H16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬期湛水を「ふゆみずたんぼ」と改称。 ・ 環境省の「国立公園などエコツーリズム推進モデル事業」モデル地区に選定される。 ・ 蕪栗沼の国指定鳥獣保護区への指定に係る説明会が、田尻町の主催で開催される。 ・ NPO 法人蕪栗ぬまっこらが主催で、「蕪栗沼と地域農業の未来を考える会」が開催される。 	
2005	H17	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふゆみずたんぼが「愛・地球賞」（持続可能な未来をつくる 100 の地球環境技術）を受賞。 ・ 蕪栗沼・周辺水田が国指定鳥獣保護区に指定され、中心部が特別保護地区に指定される ・ 「蕪栗沼・周辺水田」がラムサール条約湿地に登録され、第 9 回締約国会議中に登録証が授与される（水田を名称に含む世界で初めての登録）。 ・ NPO 法人田んぼが設立。 	
2006	H18	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラムサール登録を記念し、田尻町ラムサールフェスティバルが開催される。 ・ 大崎市が誕生し、大崎市田尻総合支所産業振興課にマガンの里推進室が設置される。 ・ 環境省「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を NPO 法人蕪栗ぬまっこらが受賞。 ・ マガンを主人公とした童話「翼の折れたマルティス」が発刊される。 	

西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
2007	H19	<ul style="list-style-type: none"> ラムサールフェスティバル2007が開催され、兵庫県豊岡市の中貝宗治市長が講演。 蕪栗沼の野焼を実施し、ヨシの堆積物を処理する。 大崎市の「マガンの里づくり検討委員会」が開催される。 環境教育とエコツーリズムに活用する「マガン楽園号」を導入。 大崎市の「マガンの里づくり研究会」が発足する。 蕪栗沼おうえん隊で、蕪栗ぬまっこらぶが臨時案内所を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 化女沼 2000 本桜の会が宮城県のスマイルサポーターに認定される。
2008	H20	<ul style="list-style-type: none"> ラムサールフェスティバル 2008 が開催され、ロシア科学アカデミーのN・ゲラシモフ博士が化女沼飛来する亜種ヒシクイについて講演。 大崎市の「マガンの里づくり研究会」の第2回会議が開催され、「蕪栗沼・周辺水田保全活用計画」が策定される。 蕪栗沼のヨシを原料としたペレット燃料の試験製作に成功。 ラムサール条約第十回締約国会議で、「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」に関する決議（水田決議）が採択される。 	<ul style="list-style-type: none"> 長者を想う会が宮城県のスマイルサポーターに認定される。 「化女沼」が国指定鳥獣保護区に指定される。 「化女沼」がラムサール条約湿地に登録される（ラムサール条約第10回締約国会議 開催地：大韓民国 昌原（チャンウォン）市）。 大崎市が登録記念として化女沼で観察会を開催。 NEXCO 東日本による長者原 SA での渡り鳥観察会が始まる。
2009	H21	<ul style="list-style-type: none"> ラムサールフェスティバル 2009 が開催され、栗原市、登米市、大崎市の市長が鼎談し、3つの登録湿地の連携を図る「ラムサールトライアングル宣言」を採択。 田尻地域田んぼの生きものプロジェクト会議が開催され、「田尻田んぼの生きもの宣言」と「田んぼマン」が発表される。 蕪栗沼などでの取組を紹介した「いのちにぎわうふゆみずたんぼ」（童心社）が発刊される。 	<ul style="list-style-type: none"> ラムサールフェスティバル 2009 が開催され、栗原市、登米市、大崎市の市長が鼎談し、3つの登録湿地の連携を図る「ラムサールトライアングル宣言」を採択。 NPO 法人エコバル化女沼が設立。 大崎市化女沼湿地保全活用研究会が設立。 NPO 法人エコパル化女沼が里地里山探検隊（自然観察会）の活動を開始。
2010	H22	<ul style="list-style-type: none"> ラムサールフェスティバル 2010 が田尻文化センターにて開催される。 環境省と大崎市による、生物多様性保全推進支援事業で、沼内の水路の復元が行われる。 生物多様性条約第10回締約国会議で、ラムサール水田決 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市化女沼湿地保全活用研究会報告書が作成される。 化女沼が「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に登録される。 宮城県建設業協会大崎支部が宮城県初のスマイルサポーターに認定される。

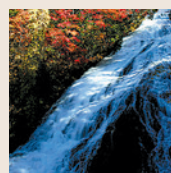
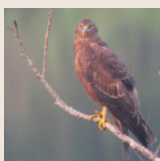
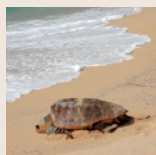
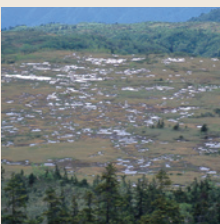
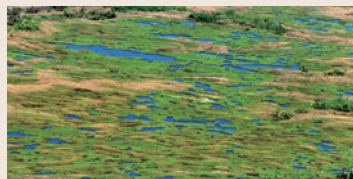
西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
		議の完全実施を求める決議が採択される（大崎市がブースを出展し、蕪栗沼・周辺水田、化女沼やバイオマス事業について展示）。	
2011	H23	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、野谷地と四分区の越流堤が損傷（傾斜）、駐車場や堤防などが崩れたり、ひび割れし、小山田橋も段差ができて通行止めとなる。 緑の分権改革調査事業（総務省）で「蕪栗沼ふゆみずたんぼプロジェクト」が実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により、化女沼周辺で施設や道路に被害が発生。 NPO 法人エコパル化女沼が外来魚の調査を開始。
2012	H24	<ul style="list-style-type: none"> ラムサール条約第 11 回締約国会議で円山川下流域・周辺水田と渡良瀬遊水地などが同条約湿地に登録される。 絵本「渡り鳥からのメッセージ」（絵・文：葉祥明、自由国民社）が発刊され、葉祥明さんの講演会が開催される。 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市がオオクチバス、ブルーギル等外来魚の生息状況調査を開始。 大崎市が「化女沼湿地保全活用計画」を策定。
2013	H25	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市イメージキャラクター「パタ崎さん」が発表される。 大崎市の「おおさき生きものクラブ」（蕪栗沼や化女沼，里地里山をフィールドとした学外学習を NPO 法人等と連携して実施）が設立され、最初のイベントとして化女沼里地里山探検隊が開催される。 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市イメージキャラクター「パタ崎さん」が発表される。 大崎市の「おおさき生きものクラブ」（蕪栗沼や化女沼，里地里山をフィールドとした学外学習を NPO 法人等と連携して実施）が設立され、最初のイベントとして化女沼里地里山探検隊が開催される。 電気ショッカーボートによる試験外来魚調査が実施される。
2014	H26	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市で F A O 世界農業遺産システム認定に向けた検討会が開催される。 白鳥地区南北野駐車スペースと、堤防上のアクセス道路で生きものに配慮した舗装工事が行われる。 白鳥排水機場の電線と電柱が撤去される。 	
2015	H27	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市市民病院の新病棟がオープンし、蕪栗沼のヨシペレット燃料を利用したボイラーが稼働。 蕪栗沼・周辺水田のラムサール条約登録 10 周年を記念して、大崎市ラムサールフェスティバル 2015 を開催。 	
2016	H28	<ul style="list-style-type: none"> 東北電力の協力により、蕪栗沼電柱広告誘導看板を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育ゾーンを設定し、化女沼の植生の復元に向けた活動が始まる。

西暦	年号	蕪栗沼・周辺水田の動き	化女沼の動き
2017	H29	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市長がラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会長となる（3年間）。 蕪栗沼の映像配信（ライブカメラ）を開始。 蕪栗沼駐車場（北側・南側）に洋式トイレを設置。 「大崎耕土」が国際連合食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市長がラムサール条約登録湿地関係市町村会議の会長となる（3年間）。 化女沼湿地・里山ボランティアが設立。 「大崎耕土」が国際連合食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定される。
2019	H31 R01		<ul style="list-style-type: none"> 化女沼のラムサール条約登録 10 周年を記念して、大崎市ラムサールフェスティバルを開催。
2021	R03	<ul style="list-style-type: none"> 「蕪栗沼・周辺水田保全活用計画」と「化女沼湿地保全活用計画」を統合した「大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画」の策定に向けた検討を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 化女沼 2000 本桜の会が「緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰」を受賞。 「蕪栗沼・周辺水田保全活用計画」と「化女沼湿地保全活用計画」を統合した「大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画」の策定に向けた検討を開始。
2022	R04	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市が内閣府から「SDGs 未来都市」に選定される（「大崎耕土 GIAHS を核とした持続可能な地域社会づくり」として自治体 SDGs モデル事業にも選定される）。 渡り鳥が越冬する湿地の保全などの長年の取組が評価され、呉地正行氏（日本雁を保護する会 会長、NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本 理事、NPO 法人蕪栗ぬまっこらぶ 理事長など）が、個人として「ラムサール湿地保全賞（ワイズユース賞）」、団体（日本雁を保護する会）として「山階芳麿賞」を受賞。 「大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画」を策定。 植生調査を実施し、植生図の作成に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市が内閣府から「SDGs 未来都市」に選定される（「大崎耕土 GIAHS を核とした持続可能な地域社会づくり」として自治体 SDGs モデル事業にも選定される）。 「大崎市ラムサール条約湿地保全活用計画」を策定。

日本のラムサール条約湿地

—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—

Conservation and Wise Use of Rich and Diverse Wetlands RAMSAR SITES in JAPAN



- クツチャロ湖
- サロベツ原野
- 濤沸湖
- 雨竜沼湿原
- 野付半島・野付湾
- 阿寒湖
- 宮島沼
- 風蓮湖・春国位
- 釧路湿原
- 霧多布湿原
- 厚岸湖・別寒辺牛湿原
- ウトナイ湖
- 大沼
- 仏沼
- 伊豆沼・内沼
- 志津川湾
- 蕪栗沼・周辺水田
- 化女沼
- 大山上池・下池
- 尾瀬
- 溜沼
- 渡良瀬遊水地
- 奥日光の湿原
- 芳ヶ平湿地群
- 谷津干潟
- 葛西海浜公園
- 瓢湖
- 佐潟
- 立山弥陀ヶ原・大日平
- 片野鴨池
- 中池見湿地
- 三方五湖
- 藤前干潟
- 東海丘陵湧水湿地群
- 琵琶湖
- 円山川下流域・周辺水田
- 串本沿岸海域
- 中海
- 穴道湖
- 宮島
- 秋吉台地下水系
- 東よか干潟
- 肥前鹿島干潟
- 荒尾干潟
- くじゅう坊ガツル・タデ原湿原
- 出水ツルの越冬地
- 蘭牟田池
- 屋久島永田浜
- 久米島の溪流・湿地
- 慶良間諸島海域
- 漫湖
- 与那覇湾
- 名蔵アンバル



環境省

日本のラムサール条約湿地

—豊かな自然多様な湿地の保全と賢明な利用—

日本列島と自然環境の概観	2
日本のラムサール条約湿地地図	9
クッチャロ湖	10
サロベツ原野	11
瀧沸湖	12
雨竜沼湿原	13
野付半島・野付湾	14
阿寒湖	15
宮島沼	16
風蓮湖・春国岱	17
釧路湿原	18
霧多布湿原	19
厚岸湖・別寒辺牛湿原	20
ウトナイ湖	21
大沼	22
仏沼	23
伊豆沼・内沼	24
志津川湾	25
蕪栗沼・周辺水田	26
化女沼	27
大山上池・下池	28
尾瀬	29
酒沼	30
渡良瀬遊水地	31
奥日光の湿原	32
芳ヶ平湿地群	33
谷津干潟	34
葛西海浜公園	35
瓢湖	36
佐潟	37
立山弥陀ヶ原・大日平	38
片野鴨池	39
中池見湿地	40
三方五湖	41
藤前干潟	42
東海丘陵湧水湿地群	43
琵琶湖	44
円山川下流域・周辺水田	45
串本沿岸海域	46
中海	47
宍道湖	48
宮島	49
秋吉台地下水系	50
東よか干潟	51
肥前鹿島干潟	52
荒尾干潟	53
くじゅう坊ガツル・タデ原湿原	54
出水ツルの越冬地	55
蘭牟田池	56
屋久島永田浜	57
久米島の溪流・湿地	58
慶良間諸島海域	59
漫湖	60
与那覇湾	61
名蔵アンバル	62



日本列島と自然環境の概観

日本列島はユーラシア大陸の東縁部に面し、日本海をへだてて大陸とほぼ平行に、南北約3,000kmにわたって細長くつらなる弧状列島である。北海道、本州、四国、九州の4つの大きな島とそれを取りまく6,000を超える島で構成され、国土面積は約3,780万ヘクタールである。3,000m級の山脈、約3万kmにおよぶ海岸線、急峻な斜面を流れくだる多くの河川など、複雑な地形で形成されている。森林面積は約2,500万ヘクタールと国土の67%を占め、そのほとんどが山地である。山の斜面は一般に急傾斜で谷によって細かく刻まれており、平野や盆地の多くは小規模のものが山地との間及び海岸沿いに点在し、その多くは河川の堆積によって形成されている。

気候は亜熱帯気候から亜寒帯気候まで幅広い気候帯に属し、年間降雨量1,000mmを超える地域が多く、湿潤で、季節風が強く、春夏秋冬の四季がはっきりしている。

こうした自然条件を反映して、日本の土地利用形態は複雑になっている。たとえば、山地や丘陵地のほとんどは森林におおわれ、一部は牧草地や果樹園として利用されている。高原、台地、平野などを含む平らな土地は農業や居住地として利用され、都市近郊を除く平野部の多くは水田として利用されている。

そして、様々なものが豊かに育まれる国土で、日本人は四季の変化とともに生きる文化を育み、また地震や水害、火山噴火といった自然災害と常に隣り合わせの生活の中で、そうした自然を組み敷こうとするのではなく、順応し調和する形で様々な知識、技術、芸術や感性、美意識を培っていった。

地域毎に育まれた自然と共生する伝統的な自然観、風土、また複雑な土地利用は日本の生物多様性を育てている。生物多様性国家戦略2012-2020によれば、日本では9万種以上の生物が確認されている。

一方、高度経済成長期の急激な都市化

に起因する様々な開発行為や生活様式の変化は、日本の自然景観と生物相に大きな影響を与え続けており、絶滅の危機に瀕している動植物も少なくない。

日本の湿地の概要と特色

日本は豊富な雨量と周囲を取り囲む海の恩恵を受けた、水に恵まれた国である。そのため、小さな国土の中に湿原、河川、湖沼、砂浜、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、藻場、水田、貯水池、湧水池、地下水系など多種多様な形態の湿地が形づくられ、それぞれが各地域の生物多様性を支えている。

湿原：

湿原は土壌学的には泥炭地と呼ばれ、貧栄養の雨水だけで涵養されミズゴケなどにおおわれた高層湿原、上流部から栄養塩が流入しヨシやスゲの生育する低層湿原、その中間の性質を有しヌマガヤなどに代表される中間湿原に大別される。

低層湿原は周辺域の開発などの影響を受けやすく、本州以南の低地にあるものほとんどは、早い時期に水田や宅地に姿を変えてしまった。

中間湿原は、鹿児島県屋久島を最南端に、主に冷涼な地域に広く分布している。

高層湿原の大部分は本州の中部山岳地帯及び北海道に分布しており、氷河期から生き残っている古い野生生物種の生息地として、現在も重要な役割を果たしている。

河川：

日本にはおよそ109水系14,000本の主要河川があるが、山がちな国土のためその全長は短く、山から海に向けて急勾配で流れくだる川が多い。上流に大量の雨が降ると一気に増水し、洪水を引き起こすことも多く、洪水・治水対策は、日本の河川環境管理の大きな課題となっている。そのため、第5回自然環境保全基礎調査の河川調査(2000年)によれば、特に重要な113の河川のうち、ダムや堰など

日本の湿地の概観

の人工構造物のない自然の状態のままの河川は少なく、河岸の多くは人工護岸となり、水生生物の生息環境は年々悪化している。

淡水湖沼：

日本には山岳地帯にある湖沼をはじめ、海が後退してできた海跡湖のように平野部や海岸近くに存在するものなど、様々な湖沼が数多く点在している。また、水田の灌漑水源としてつくられ、管理されている人工的なため池も多数存在する。多くはガンカモ類など渡り性水鳥の生息地であるが、淡水魚類や藻類、またトンボなど水生昆虫の生息地としても重要である。

水田：

日本の国土約3,780万ヘクタールのうち、約235万ヘクタール(2022年現在)が水田である。水田耕作は古来、日本の最も主要な生計手段であり、水田とその周辺の水路、ため池、そして落葉広葉樹を中心とする里山林などは、わが国の主要な二次的自然環境を形づくってきた。こうした二次的自然環境は、下草刈りや池干しといった人々の生活のなかで行われる適度なく乱によって保たれ、豊かな生物多様性を育んできたが、現在は生活様式の変化により、そうしたバランスが崩れつつあることが問題となっている。

水田は、私たちの食糧生産の場であると同時に、シギ・チドリ類、ガンカモ類などの渡り鳥にとって重要な採食場、休息場所でもあり、また、魚類、昆虫などの水生生物にとってかけがえのない生息環境を提供している。

また、日本は、2008年に開催されたラムサール条約第10回締約国会議にて、湿地システムとしての水田の生物多様性向上に係る決議案を韓国と共同で提案し、全会一致で採択された。

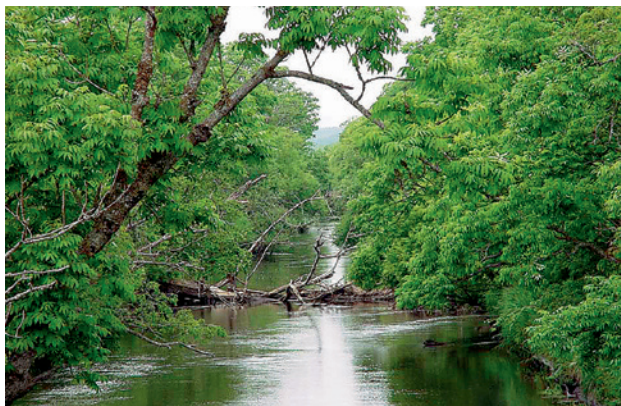
地下水系：

ラムサール条約の扱う湿地のタイプには、

石灰岩地域に形成される地下カルストと洞窟性水系も含まれ、我が国にもラムサール条約に登録されている湿地がある。

海岸線：

第5回自然環境保全基礎調査の海辺調査(1998年)によれば、6,000以上の島からなる日本の海岸線は、総延長が約32,800kmにもものぼるが、そのうち人工改変されずに自然の状態を保持している自然海岸は53.1%で、海岸線の人工化は進む一方である。わが国では1978年以降の20年間だけで、約1,300kmの自



然海岸を失い、特に北海道、本州、四国、九州の4島における自然海岸の比率は42.3%と半分以下である。残された自然海岸には、潮汐湿地でのみ産卵・生育する希少なトンボの生息地やウミガメの産卵地として重要な役割を果たしているものもある。

汽水湖：

日本の海岸線には、海が後退してできた海跡湖が多く存在し、その多くは湖口が海とつながる汽水湖である。河川の最下部にあって有機物(栄養塩類)が流入し、水深が浅く、海水と淡水が入り混じる複雑な生態系をもつ汽水域は一般に生物生産性が高く、海洋生物資源のゆりかごとして、また沿岸漁場として人間にとっても重要な役割を担っている。

藻場：

沿岸域の海底でアマモなどの海草や、

ホンダワラ、コンブ、ワカメなどの海藻が群落を形成している場所を藻場という。藻場は、酸素の供給、水質浄化、海底の安定化などの機能をもち、また魚類やウミガメなどの餌となり、産卵・生育場所や隠れ場を提供するなど、沿岸域の生物にとって重要な存在である。日本人も昔から漁場として利用し恩恵を受けてきた。

第4回自然環境保全基礎調査の海域生物環境調査藻場調査(1994年)によれば、日本の水深20m以浅の沿岸部には1ヘクタール以上の規模の藻場が合計で20万ヘクタールあり、1978年の調査にくらべて6,400ヘクタールの藻場が埋め立てや磯焼けなどで消失していた。この傾向は近年も続いており、保全の重要性は増すばかりである。また、2011年の東日本大震災の津波により、湾奥部に生育するアマモの被害も多数報告されている。ただし、東北地方太平洋沿岸域生態系監視調査の結果によれば、松島湾などの一部では群落が回復しつつあるということが報告されている。

干潟：

海辺調査(1998年)によれば、干出域の幅が100m以上で面積が1ヘクタール以上の干潟が49,380ヘクタール確認された。干出と水没をくりかえす干潟は、河川と海の両方から栄養物質が堆積するため多くの微生物や底生生物が繁殖し、これらによる水質浄化能力も注目されている。また、シギ・チドリ類の採餌や休息地としても欠かすことができない。しかし平坦部の少ない日本では、干潟は様々な開発事業の対象とされやすく、1978年以降の20年間に約6,000ヘクタールが消失し、いまま各地で干潟の開発が進んでいる。

マングローブ林：

海辺調査(1998年)によれば、日本全国には約2,670ヘクタールのマングローブ林があり、その95%以上を沖縄県が占める。小規模なものが多いが、なかには100ヘクタールを超えるものも存在する。

なお、世界に100種あまりあるマングローブ植物のうち、日本に生育するのは4科7種である。

サンゴ礁：

海辺調査(1998年)によれば、日本の造礁サンゴの総面積は約35,350ヘクタールで、その多くは鹿児島県のトカラ列島以南の南西諸島に分布し、特に造礁サンゴの種の多様性では世界屈指である。



日本のラムサール条約湿地

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原を国内最初のラムサール条約湿地に登録した。1993年には第5回締約国会議が釧路市で開催され、国内及びアジア地域において湿地への関心が高まり、ラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

日本は締約国会議の開催と時期を合わせる形で国内の湿地の追加登録を進めてきた。2018年10月にアラブ首長国連邦で開催された第13回締約国会議と合わせて、宮城県の志津川湾及び東京都の葛西海浜公園の2か所を登録した。さらに2021年11月に鹿児島県の出水ツルの越冬地を登録したことにより、日本の条約湿地の数は合計53か所となった。ラムサール条約は決議Ⅷ.13付属書1で、湿地のタイプを42に分類している(資料3参照)。わが国の条約湿地は、水鳥の生息地として重要な湿地を主体としつつ、湿原、湖沼、

水田、藻場、干潟、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系まで様々なタイプの湿地を含んでおり、日本の湿地生態系の多様性を反映している。

ラムサール条約は、決議Ⅷ.13付属書2などで、国際的に重要な湿地の登録基準を定めている(資料4参照)。なお、わが国では、ラムサール条約湿地の候補地の選定にあたり、①条約の定める国際的に重要な湿地の基準を満たしていること、②国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、③地元住民などの登録への賛意が得られること、を条件としている。

湿地の保全と賢明な利用

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を推進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用(ワイズユース)促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。湿地の賢明な利用とは、湿地生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することである。古来より人間が自然を制すのではなく、人と自然が共生する文化を育ててきたわが国においては、「賢明な利用」が歴史的に行われてきた事例は数多い。稲作や酪農などの農業や、魚介類の捕獲や養殖などの漁業、あるいは湿地において狩猟を行うための地域ルールづくりなど、湿地に関連する各地域の文化や伝統的な営みをあらためて見直すことが、それぞれの地域における「賢明な利用」の推進にとって重要である。また近年では、エコツーリズムや野生生物観光など、観光資源や地域づくりの一端としての湿地の活用も推進されている。

湿地保全政策：

「生物多様性国家戦略2012-2020」において、自然再生事業などを活用した湿

原生態系の保全・再生や、重要湿地の見直し、保護地域化が必要な地域における保全のための情報収集、鳥獣保護区やラムサール条約湿地への登録のほか、重要湿地の生態系変化や保全状況の把握を行うことについて述べられている。ラムサール条約湿地における具体的施策としては、ラムサール情報票の更新や登録区域の拡張検討、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組推進、条約湿地の保全とワイズユース計画策定の支援、賢明な利用に関する事例紹介・普及啓発などについて記載されている。

また、次期生物多様性国家戦略については、2023年の策定に向けて検討作業が進んでいる。

自然環境保全に関する法律：

日本の自然環境保全及び野生生物保護に関する法律には、環境基本法、生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然再生推進法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律などがあり、特定の種または地域を指定して採捕や開発行為を規制し、また失われた自然環境の再生を推進している。

これらの法律によって指定されている種や区域には、湿地とそこに生息する種に関連するものが数多く含まれている。

多様な主体の参加と普及啓発：

日本では、ラムサール条約湿地を有する市町村によって、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が構成されている。関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルでの湿地保全活動を促進し、条約湿地の適正な管理に資することを目的としており、定期的に会議が開催されている。また、都道府県レベルにおいても、鳥獣保護区、自然環境保全地域、自然公園などの保護区を湿地を含める形で設定したり、独自に

日本の湿地の概観

湿地に関わる環境条例や環境計画を策定している例もある。

湿地の保全と賢明な利用は、湿地のそばで暮らす地域の人々の理解及び参加なくしては実現できない。日本各地のラムサール条約湿地においては、多くの主体が協力、協働して地域レベルの活動を進めている例が多数ある。

国際協力

湿地の保全と賢明な利用の推進のために、経験や技術を共有するなど、国際協力は重要である。日本はアジアの先進国として積極的な貢献を期待されており、以下の活動をはじめとして、様々な国際協力に取り組んでいる。

湿地保全に関する資金援助と技術移転：

国際協力機構（JICA）は、途上国から研修生を受け入れ、湿地の保全及び賢明な利用に関する研修をそれぞれ実施している。また、イラン、ウガンダ、マレーシア等において、湿地生態系の保全や持続可能な利用に関する技術協力を行ってきた。資金援助としては、外務省が、ラムサール条約小規模無償基金への任意の拠出を通じて、アジアの湿地保全を目的としたプログラムを支援している。また、公益財団法人長尾自然環境財団による民間の資金援助プログラムも提供されている。

湿地保全に関する調査、情報交換：

東南アジアに数多く存在する湿地は、日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の越冬地・中継地として重要である一方で、開発を伴う経済成長により、急速な劣化や消失が進んでいる。環境省では、1989年より30年以上にわたり、東南アジア各国において湿地の調査や湿地管理能力向上のための支援を行ってきた。ミャンマーにおいて重要湿地目録作成のための調査やワークショップを実施し、同国のラムサール条約への加入を促進したほか、マレーシア、ベトナム、タイ、

カンボジア等においてもラムサール条約湿地登録を支援してきた。

また、行政、NGO、専門家、企業、地域住民等の多様な主体がアジアの湿地の保全と賢明な利用に関する知見や経験を共有し、学ぶ機会を提供する場「アジア湿地シンポジウム」に対しても支援を行ってきた。日

本はこの「アジア湿地シンポジウム」をはじめとする地域的な科学技術フォーラム推進の奨励や指示を謳った決議案を提案し、ラムサール条約第9回締約国会議で、決議Ⅹ.19とし採択された（資料2参照）。

二国間の渡り鳥保全の取り組み：

日本は米国、ロシア、オーストラリア、中国の4か国と渡り鳥等の保護のための二国間条約・協定を結び、渡り鳥の捕獲などの禁止、生息環境の保全の促進、共同調査などを実施している。また、韓国とも日韓環境保護協力協定を結び、その下で渡り鳥の保護協力に関する定期的な会合及び共同調査を実施している。

東アジア・オーストラリア地域 フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)：

世界には、主要な渡り鳥の渡り経路として9つのフライウェイが存在する。このうち、日本が含まれる「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ」には、シギ・チドリ類、ガンカモ類、ツル類を中心として、世界的な絶滅危惧種36種を含む5,000万羽以上の渡り性水鳥が生息している。また、これまでに日本で記録された鳥類の種数に占める渡り鳥の割合は、本州、四国、九州地方では60%、北海道と琉球列島では80%にも及び、日本列島が渡り鳥にとって重要であることを示している。

「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」は、東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥とその生息地を保全することを目的



とする国際的連携・協力のための枠組みであり、日豪政府の主導により2006年に発足した。EAAFPでは、「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」を設置しており、ネットワーク参加地では、渡り性水鳥に関する普及啓発や保全活動、調査研究が進められている。ラムサール条約湿地では、シギ・チドリ類の中継地である荒尾干潟や、ガンカモ類の越冬地である伊豆沼・内沼などがこのネットワークに参加している。2022年10月現在、国内のネットワーク参加地の数は34か所であり、このうち24か所はラムサール条約湿地である。

姉妹湿地：

湿地の保全と賢明な利用に関する情報交換、普及啓発活動などを促進するため、海外の湿地と姉妹湿地提携を結んでいる事例がある。釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原はオーストラリア・ニューサウスウェールズ州のハンター河口湿地と、谷津干潟はオーストラリア・クイーンズランド州のブーンドル湿地と、藤前干潟はオーストラリア・ジロング市の湿地と、化女沼は韓国・昌原市のチュナム貯水池と、出水ツルの越冬地は韓国・順天市の順天湾とそれぞれ姉妹湿地提携を結んでいる。

ラムサール賞

長年にわたり湿地の保全と持続可能な利用に多大な貢献をされた個人や団体を讃える賞として、1996年開催の第6回締

約国会議において「ラムサール賞」が創設された。

2022年の第14回締約国会議までに、日本人としては3人がその多大な貢献を評価され、受賞者となっている。

中村玲子(なかむられいこ)氏は、湿地と人間とのかかわりについて調査研究、普及活動を行うNGO「ラムサールセンター」を設立(1990年)し、以来事務局長として日本とアジアにおけるラムサール条約の実施と湿地の賢明な利用の促進に尽力した。アジアの湿地研究者やNGOのネットワークづくり、日本、マレーシア、インドの3カ国でのアジア湿地シンポジウム開催、子どもを対象とした国際湿地交流事業の実施、アジア各地の住民参加型湿地保全活動の中・長期的支援などを展開し、ラムサール条約の普及啓発、環境教育活動、湿地の保全の推進に努めた。こうしたアジア地域における湿地の保全への貢献や啓発活動などが評価され、2005年に「教育部門」を受賞した。

辻井達一(つじいたついち)氏は、日本の湿地の多くが存在する北海道において、湿原植物生態系の研究を通じ、湿原の価値と保全の重要性について啓発に努めた。また、日本各地の湿原の保全と賢明な利用の取組を支援するとともに、環境省のラムサール条約湿地候補地検討会の座長として、全国の条約湿地潜在候補地の抽出に尽力するなど、我が国の条約湿地の登録促進に大きく貢献した。国際的な取組みにも積極的に関与し、水鳥の生息地として重要な湿地の保全を図るため、技術援助、水禽類の生息数調査、アジア地域の湿地目録作成等の活動を実施した。釧路湿原やサロベツ原野、チリカ湖(インド)などの自然再生等における長年の貢献が評価され、2012年に「科学部門」を受賞した。

呉地正行(くれちまさゆき)氏は、2008年の第10回締約国会議において、ラムサール条約決議X.31「湿地システムとして水田の生物多様性の向上(水田決議)」(資料1参照)の草案作成、及び国内外の調整を通じて同決議案を採択に導き、水田の湿地としての認識と価値を高めた。また

蕪栗沼・周辺水田などで、水田の生物多様性を向上させてガン類の越冬地を提供する冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)に取り組み、広く普及するなど、農業における生物多様性向上の主流化に大きく貢献した。このほか、ガン類の渡り経路の解明に1970年代から取り組み、絶滅の危機に瀕したシジュウカラガン個体群の再導入をめざして、日露米の関係者の協力を得ながら、渡りと生息地の回復事業を実施継続してきた。これらの保全活動などが評価され、2022年に「ワイズユース(湿地の賢明な利用)部門」を受賞した。

ラムサール条約の 湿地自治体認証制度

湿地自治体認証制度は、2015年の第12回締約国会議で採択されたラムサール条約の決議 XII.10に基づくもので、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準に該当する地方公共団体に対して認証を行うものである。審査に当たっては、第三者認証機関(Independent Advisory Committee; IAC; 独立助言委員会)の審査を通過した地方公共団体のみが認証を受けることができ、有効期間は認証から6年間である。

2018年の第13回締約国会議では世界7カ国18都市が認証されている。

2022年の第14回締約国会議において、13カ国25都市が新たに認証を受け、日本からは新潟県新潟市及び鹿児島県出水(いずみ)市が我が国として初の認証を受けた。

認証を受けた地方公共団体には、世界水準の湿地自治体認証を受けたことによる認知度向上、地域ブランドの確立、さらなる湿地の保全と賢明な利用の推進が期待される。

新潟市：

ラムサール条約湿地「佐潟(さかた)」が含まれる。佐潟では、佐渡弥彦米山園定公園の第3種特別地域として、湿地環境を維持するため開発等が規制されてい

る。また、国指定佐潟鳥獣保護区にも指定されるなど、鳥獣の保護が図られている。2000年には有識者や地域関係者等と議論を進め、環境保全の指針となる佐潟周辺自然環境保全計画を策定し、2019年4月からは第4期計画により管理を行っている。

市内には、佐潟に加えて、ラムサール条約湿地の潜在候補地である「福島潟」及び「鳥屋野潟(とやのがた)」を含む様々な湖沼や、信濃川や阿賀野川などの大小河川が位置している。

また、面積が全国一位となる水田は、越冬数が国内最多であるコハクチョウをはじめとする渡り鳥の採餌・休息の場となっている。

出水市：

ラムサール条約湿地「出水ツルの越冬地」が含まれる。半世紀以上に渡る市民によるツル保護活動の結果、ナベヅル、マナヅルなど毎年1万羽以上のツルが渡来する日本最大のツルの越冬地となっている。

1952年にはツル及びその生息地の保護のため、鹿児島県のツル及びその渡来地が国の特別天然記念物に指定された。また、1997年には国指定鳥獣保護区のうち53ヘクタールがツルの越冬地の主要な部分として特別保護地区に指定され、2021年には453ヘクタールに拡張された。「出水ツルの越冬地」は、この特別保護地区の農地453ヘクタール及び農地に隣接した河口部25ヘクタールによって構成されている。この他に、ツルの越冬地を中心とする市内の農地の多くは、農地法により宅地等への転用が厳しく規制される第1種農地に指定されている。加えて、「出水市総合計画2018年-2027年」によりツルと自然環境の保全の重要性が明記されているほか、2022年に「出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画」が作成され、「保全/再生」、「賢明な利用」、「交流・学習」及び「越冬地利用調整」の4つの視点から具体的な取組みが進められている。

資料1：決議X.31：湿地システムとしての水田の生物多様性の向上

1. 米は世界中で少なくとも114ヶ国で生産されており、世界人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約2割を占めていることを認識し、
2. 最近の世界的な食料供給とコストへの懸念及び食料増産の必要性を意識し、COP10決議23「湿地と人間の健康及び福祉」において、人間の健康、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な湿地管理が相互に依存していることが強調され、締約国に対し「湿地保全、水、保健、食料安全保障、貧困削減の各担当部局間の協力を強化し新たな連携を模索する」よう要請していることを同じく意識し、
3. 世界の米作地帯のかかなりの割合において典型的な農地景観となっている水田（米が栽培されている、灌漑され冠水した土地）が、米作を行っている様々な文化圏において何世紀にもわたり広大な開放水面を提供してきたこと、米生産に加え、他の動植物性の食料源や薬草を提供し、湿地システムとして機能しその地域の人々の生活及び健康を支えていることを認識し、
4. 世界の多くの場所で水田が、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、湿地における重要な生物多様性を支え、水鳥のフライウェイ及び水鳥個体群の保全上重要な役割を果たしていることに留意し、
5. 水田に関わる水生生物の多様性が農村の人々の栄養、健康及び福祉に重要な貢献をしようことをさらに認識し、
6. いくつかの特定地域では、灌漑された水田が生物多様性保全のために周辺の自然/半自然の生息地、特に湿地につながっていることが重要であることも認識し、
7. 「水田」はラムサール条約湿地分類法において人工湿地として含まれているため（「分類3灌漑地。灌漑水路、水田を含む」）、適切な場合には、ラムサール条約湿地に指定又は含めることができること、また、少なくとも世界中で100ヶ所のラムサール条約湿地が、重要な生態的役割を持ち、繁殖・非繁殖を問わず留鳥や渡り性水鳥の国際的に重要な個体群を含めた幅広い生物多様性を支える水田を含んでいることを想起し、
8. 水田を持ついくつかのラムサール条約湿地は、国連食糧農業機関（FAO）によって開始された、伝統的技術、文化的価値、生物多様性上の価値にとって重要な土地を保全するプログラムである、「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」に含まれており、または含められる可能性があることに留意し、そのような条約湿地は賢明な利用の例となることを認識し、
9. 不適切な水管理、自然な水の流れの変更、侵略的外来生物を含む新たな動植物種の導入、有害な農業用化学物質の多用に関連した不適切な農法の実践、ならびに水田を他の土地利用に変えることによる影響等の要因により、持続可能な湿地システムとしての水田の役割そして周辺環境に対して、現に存在する、または起こりうる危機や影響を懸念し、
10. 渡り性水鳥等の動物に生息地を提供したり、雑草や害虫の管理を行うために、稲作していない時期の水田を湛水する等の、いくつかの水管理の取組が適用されていることに留意し、
11. 湿地から水田への不適切な転換が、地域の生物多様性と関連する生態系サービスに悪影響を及ぼしかねないことを懸念し、本決議が、既存の自然湿地を人工湿地に改変すること、あるいは土地を不適切に人工湿地に改変することを正当化するものではないことを確認し、
12. 本決議の焦点は、本条約、国際的に合意された開発目標及び他の関連する国際的な義務と一致かつ調和する形で行われる、湿地システムとして適切な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び向上に特にあてられたものであることを確認し、
13. 決議Ⅷ.34（2002年）がとりわけ、農法が湿地保全の目的と両立することの重要性、そして持続可能な農業がいくつかの重要な湿地生態系を支えていることを強調したことを想起し、決議Ⅷ.34への対応として、科学技術検討委員会（STRP）とGAWI（Guidance on Agriculture-Wetlands Interactions）がFAO、ワーヘニンハ

- ン大学・研究センター、国際水管理研究所（IWMI）、ウェットランドアクション、国際湿地保全連合とのイニシアティブにより、湿地と農業の相互作用に関する手引きのための枠組準備を含む作業に取り組んでいることを意識し、
14. 水田耕作に関する情報や成果は、農業生物多様性指標を含む経済協力開発機構（OECD）の農業と生物多様性に関する業務と出版物を通じ入手可能であること、湿地、水、稲作に関する情報は「農業における水管理の包括的アセスメント（CA）」から入手可能であること、国際水管理研究所（IWMI）がSTRPのために用意しているラムサール条約湿地分類タイプごとの分布と条約湿地に含まれている割合に関する分析には、特に人工湿地として水田が含まれていることに留意し、締約国会議は、
 15. 締約国に対して、湿地保全の目的を助長し、地下水涵養、気候緩和、洪水・侵食制御、地すべり防止、動植物食糧源や薬草の提供、生物多様性保全等の生態系サービスを提供するような、持続可能な水田農法を特定するために、水田の動植物相と生態学的機能、湿地システムとしての水田の生態学的価値を維持してきた稲作地域の社会において発展してきた文化に関する、さらなる調査を促進させることを奨励する。
 16. 締約国に対して、ラムサール条約湿地への登録や、FAOの「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」のような機構を通じ、このような水田に対する認識を高めたり保護を提供することを検討するよう呼びかけ、さらに、締約国に対し、持続可能な稲作農法と水管理の改善を支援するため、これらの農法と水田の情報を、政府間、農業者、自然環境保全機関に広め、情報交換をすることを呼びかける。
 17. 締約国に対して以下の行動を奨励する。
 - i. 持続可能な農法の促進のみならず、水田、自然湿地そして河川流域の結びつきについての概念にも留意し、湿地システムとしての水田を、湿地の賢明な利用に沿って管理するための課題と機会を特定し、さらに、自然環境保全部局が農業部局、稲作や疾病予防を管轄する省庁とも連携し、自然の生物多様性、生態系サービス、水田の持続可能性を高め、農家や周囲の地域住民の栄養状態、健康、福祉の改善、ならびに水鳥個体群の保全にも貢献するような、水田における計画策定、農法、水管理を特定し積極的に推進することを奨励する。
 - ii. 食料生産の必要性及び地域社会の利益を意識しつつ、河川流域全体の視点と水田が上下流に及ぼす可能性のある影響が考慮されるようにするため、COP10決議19で採択された湿地と河川流域管理に関する手引きを適切に参照し、上記の計画策定、農法、水管理が、適用可能な箇所において実施されるようにする。
 - iii. 自然湿地等の生息地を不適切な形で人工湿地に転換することにより、水田に関連した計画策定、農法、水管理が、現在ある自然の生物多様性や生態系サービスの損失につながるようにする。
 - iv. 上記の措置と整合性を保ちながら、水により伝染する疾病、疾病媒介生物（高病原性鳥インフルエンザを含む）、水田における過剰および不適切な農業用化学物質の使用に関連した、人の健康へのリスクを最小限にする適切かつ環境的に持続可能な方法を模索する。
 18. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、他の関心を有する機関とともに、以下の行動を奨励する。
 - i. 水田が異なる方法で管理されていること、そしてGAWI パートナーシップの作業を考慮に入れつつ、湿地生物多様性の保全および湿地生態系サービスの提供に、水田が果たす役割について技術報告書を準備する。
 - ii. FAO、国際水管理研究所（IWMI）、国際稲研究所（IRRI）、アフリカ稲センター（WARDA）、GAWI パートナーシップ等と協働して、必要な食料生産の需要を満たしつつ、湿地の生物多様性と生態系サービスを保全または向上させる持続可能な稲作について、水田の計画策定、管理方法、研修に関する入手可能な手引きと情報を交換し、総説を作成し普及させる。

資料2：決議IX.19：ラムサール条約の効果的な履行に果たす地域湿地シンポジウムの重要性

1. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（決議Ⅷ.19）に従って締約国と他の組織、利害関係者間の国際協力を強化する適切な地域的枠組みの確立が必要であることを考慮し、
2. 「条約の履行を高めるための地域イニシアティブ」（決議Ⅷ.30）と「条約の枠組みにおける地域イニシアティブの確立」（決議Ⅸ.7）でくりかえし指摘されているように、条約の趣旨と目的を推進するために地域協力の担うべき重要な役割を認識し、
3. こうした地域協力は、世界各地の政府、NGO、科学技術・政策立案部門間における緊密なパートナーシップによって達成されるということ考慮し、
4. 「地域社会と先住民の参加を確立強化するためのガイドライン」（決議Ⅷ.8）と決議Ⅷ.36で具現化されているように、湿地の保全と賢明な利用には地域社会と先住民の参加が不可欠であることを認識し、
5. 日本のNGOであるラムサール・センター（RCJ）の主導で1992年（日本）、2001年（マレーシア）、2005年（インド）で開催された「アジア湿地シンポジウム（AWS）」が、アジ

- アでの効果的な地域協力とネットワーク形成に実質的な貢献ができたことを認識し、
6. これらのシンポジウムが、湿地の管理に携わっている、各国中央政府と地方政府、NGO、専門家、民間部門、地域住民、先住民を含む多様な部門間での議論をする唯一の場を提供していること、その成果であるAWS勧告（1992年）、ベナン声明（2001年）、チリカ声明（2005年）に盛り込まれた勧告がそれぞれ、第5回、第8回、第9回の締約国会議に報告されてきたことを了解し、
 7. AWSおよびRCJの主催した一連の地域ワークショップが、アジア地域におけるラムサール条約の趣旨と目的に関する人々の意識の向上と同条約への加入の促進に貢献し、締約国に対してラムサール条約湿地となるべき湿地の特定と登録を奨励し、かつ経済成長と貧困の削減を含めた持続可能な開発の分野において湿地管理へ地域社会と先住民の参加を促進したことに留意し、
 8. ラムサール条約締約国会議とその地域会合では政策と行政主導の管理の問題に焦点を当てた議論が中心になってきており、一連のAWSが、アジア地域における湿地の保

全と賢明な利用のための優先事項と専門的問題について討論するうえで、補完的な役割を果たし、いっそうの価値をもったフォーラムを提供していると認識し、

9. 一連のAWSの財政的支援が中央政府と地方政府、企業、学術機関、国連機関を含む国際機関、国際NGOなど広範な支援者から寄せられていること、これらによる貢献がAWSと一連の地域ワークショップの継続的開催の実施において、多大な価値をもつこと、そのことがアジア地域における湿地の保全と賢明な利用に効果的で、多様かつ活発なネットワーク形成をもたらしていることを認識し、

10. また、隔年開催の国際湿地シンポジウムの第5回会合が、米州地域の国々の科学者と湿地管理者の参加を得て、キューバ・サバタ湿地で開催されたことに留意し、締約国会議は

11. アジア地域のすべての締約国と未締約国に、AWSがアジアにおける湿地の保全と賢明な利用のための情報交換の効果的な場であり、実践に関する優れた助言の源となっていることを十分認知するよう奨励する。

12. AWSが、今後とも定期的に開催されることを支持する。

13. 地方政府、NGO、民間部門、地域住民を含み、かつそれだけにとどまらない広範な利害関係者によるAWSへの支援と参加を促進するよう要請する。ただし、このことによって条約の中核予算に対して財政的な要請をするものではないことに留意する。

14. 条約事務局と常設委員会に、このようなフォーラムにおける経験の交換や革新的な実践に関する議論を通じて条約履行を支援するために、フォーラムの成果を締約国と政府が十分に利用できるよう、地域内会合を含むラムサール地域会合と地域湿地フォーラムとのつながりを奨励促進することを要請する。

15. 締約国、国際NGO、その他関連する科学技術機関に、特に条約の下で確認された地域イニシアティブに関して、同様のフォーラムがまだ存在していない場合、条約履行のための科学技術的支援を強化する手段として、AWSの経験を生かし、地域的な科学技術フォーラムを定期的に開催することの有益性を検討するよう推奨する。

資料3：決議Ⅷ.13付属書1：ラムサール条約湿地分類法

このコードは、勧告4.7によって承認され、締約国会議の決議Ⅴ.5及びⅦ.11によって修正されたラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに掲げる分類は、各条約湿地が表す主要な湿地生息地を速やかに特定できるように、大まかな枠組みだけを提示するものである。

海洋沿岸域湿地

A 低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む。

B 海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む。

C サンゴ礁。

D 海域の岩礁。沖合の岩礁性島、海崖を含む。

E 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む。

F 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。

G 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟。

H 潮間帯湿地。塩生湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩生高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。

I 潮間帯森林湿地。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。

J 沿岸域汽水/塩水礁湖。淡水デルタ礁湖を含む。

K 沿岸域淡水潟。三角洲の淡水潟を含む。

Zk (a) 海洋沿岸域地下カルスト及び洞窟性水系。

内陸湿地

L 永久的内陸デルタ。

M 永久的河川、溪流、小河川。滝を含む。

N 季節的、断続的、不定期な河川、溪流小河川。

O 永久的な淡水湖沼(8haより大きい)。大きな三日月湖を含む。

P 季節的、断続的淡水湖沼(8haより大きい)。氾濫原

の湖沼を含む。

Q 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼。

R 季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平野。

Sp 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。

Ss 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。

Tp 永久的淡水沼沢地・水たまり。沼(8ha未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts 季節的、断続的淡水沼沢地、水たまり。無機質土壌上にある沼地、ポットホール、季節的に冠水する草原、ヨシ沼沢地。

U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

Va 高山湿地。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt ツンドラ湿地。ツンドラ水たまり、雪解け水による一時的な水域を含む。

W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カー、ハンノキ群落。

Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。

Xp 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。

Y 淡水泉。オアシス。

Zg 地熱性湿地。

Zk (b) 内陸の地下カルストと洞窟性水系。

注意：「氾濫原」とは、一以上の湿地タイプを表すのに用いられる意味の広い用語であり、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp等のタイプの湿地を含む。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草原(水分を含んだ天然の牧草地を含む)、低木地、森林地帯、森林等がある。本ガイドラインでは、氾濫原湿地を一つの湿地タイプとしては扱ってはいない。

人工湿地

1 水産養殖池(例魚類、エビ)。

2 湖沼。一般的に8ha以下の農地用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池。

3 灌漑地。灌漑水路、水田を含む。

4 季節的に冠水する農地(集約的に管理もしくは放牧されている牧草地もしくは牧場で、水を引いてあるもの)

5 製塩場。塩田、塩分を含む泉等。

6 貯水池。貯水池、堰、ダム、人工湖(ふつうは8ヘクタールを超えるもの)。

7 採掘現場。砂利採掘坑、レンガ用の土採掘坑、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採鉱場の水たまり。

8 廃水処理区域。下水利用農場、沈殿池、酸化池等。

9 運河、排水路、水路。

Zk (c) 人工のカルスト及び洞窟の水系。

資料4：決議Ⅷ.13付属書2：国際的に重要な湿地の選定基準及びガイドライン

本基準は、第7回締約国会議(1999年)で採択され、従来使用されていた第4回と第6回締約国会議(1990年及び1996年)で採択された基準に代わるもので、ラムサール条約湿地の選定における第2条第1項の実施のガイドとなる。(なお、第9回締約国会議の決議Ⅹ.1付属書Bで、基準9が追加された)

基準グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地

基準1：適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。

基準グループB 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地種及び生態学的群集に基づく基準

基準2：危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

水鳥に基づく特定基準

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準6：水鳥の一種または一亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

魚類に基づく特定基準

基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

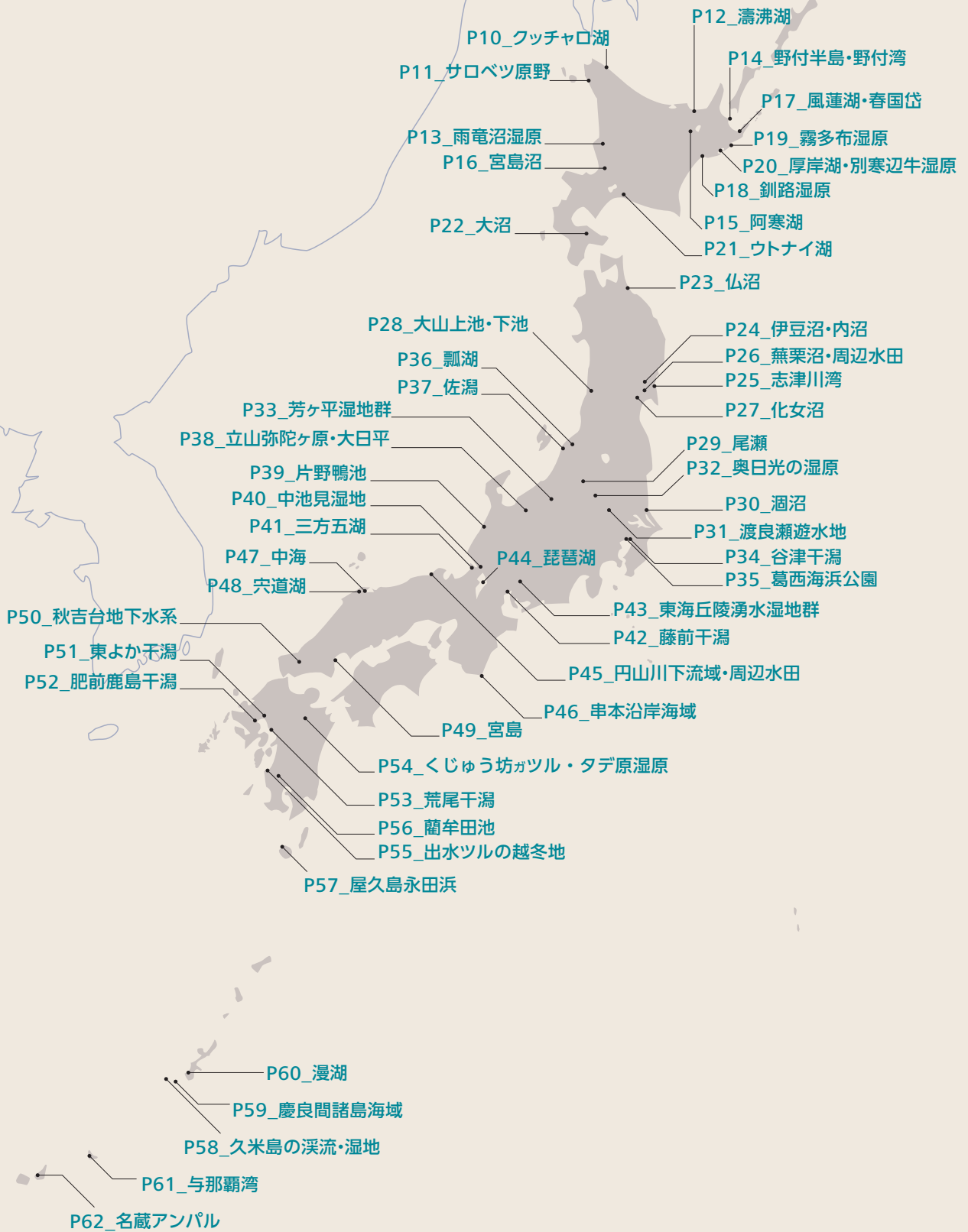
基準8：魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

他の種群に基づく個別基準

基準9

鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えらることにする。

INDEX



日本のラムサール条約湿地

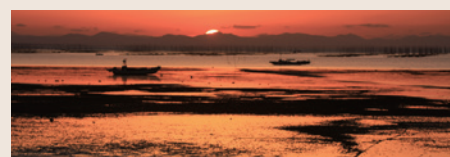
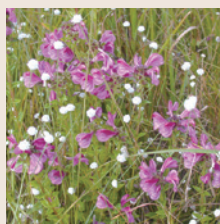
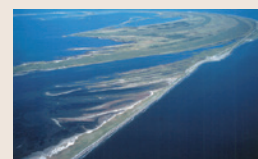
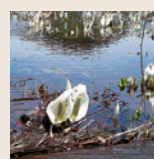
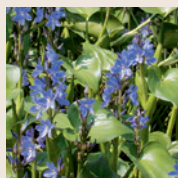
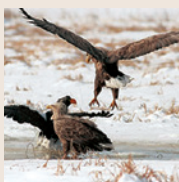
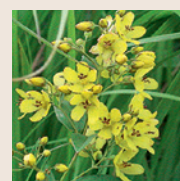
—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—

日本のラムサール条約湿地

—豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用—

発行：環境省 © 環境省2022
〒100-8975
東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
Tel: 03-5521-8284
E-mail: shizen_yasei@env.go.jp
Website:
<https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/>

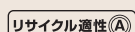
編集：環境省自然環境局野生生物課
編集協力：日本国際湿地保全連合／
中村玲子事務所／長井弘勝
デザイン：古田修デザイン事務所／
安部彩野デザイン事務所



この冊子は環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なしで全部あるいは一部を複写することができます。参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なしでの商業的利用を禁止します。



Website: <https://www.env.go.jp/>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。